

第 3 章 水 防 の 責 任

水防に係る各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 京都府の責任

京都府内の水防管理団体が行う水防が十分行われるよう指導し、水防能力の確保に努めなければならない。(法第3条の6)

2 水防管理団体の責任

水防管理団体である市町村及び水防事務組合は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

これは、水防法の定めるところに従って水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、器具及び資材を整備するなど、水防に関するあらゆる準備行為、具体的水防活動などを実施することである。(法第3条)

3 気象庁長官（京都地方気象台）の責任

[洪水予警報等の周知]

気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を京都府知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関・新聞社・通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第10条第1項)

4 国土交通大臣（近畿地方整備局長）の責任

[洪水予報の通知]

- (1) 淀川（淀川、木津川、桂川）及び由良川に洪水のおそれがあると認められるときは、淀川（淀川、木津川、桂川）については大阪管区気象台、由良川については京都地方気象台と共同して、その状況を水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して京都府知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第10条第2項)

[洪水浸水想定区域の指定・公表・通知]

- (2) 国土交通大臣は、淀川（淀川、木津川、桂川）及び由良川について洪水浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。(法第14条第1項及び第3項)

[水防警報の通知]

- (3) 淀川幹川・淀川支川桂川・淀川支川木津川・淀川小支川名張川及び由良川下中流について洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認められるときは水防警報を発し、京都府知事に通知しなければならない。(法第16条第1項及び第2項)

5 知事の責任

[洪水予報の指定・通知]

- (1) 知事は、流域面積が大きい河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、京都地方気象台と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第11条)

[水位到達情報の通知・周知]

- (2) 知事は、洪水予報河川以外の河川のうち、国民経済上相当な被害を生じるおそれがあるとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、その水位に到達したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法第13条第2項)

[洪水浸水想定区域の指定・公表・通知]

- (3) 知事は、洪水予報河川に指定した河川及び水位周知河川(水位情報周知河川)について、洪水浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。(法第14条第1項及び第3項)

[国が行う洪水予報の通知]

- (4) 知事は、国土交通大臣から洪水予報の通知を受けた場合は、直ちに水防計画に定める水防管理者及び量水標管理者にその受けた通知に係る事項を通知しなければならない。(法第10条第3項)

[水防警報の発表]

- (5) 知事は、河川、沼湖及び海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報を発表しなければならない。(法第16条第1項)

[水防警報の通知]

- (6) 知事は、(5)の水防警報をしたとき、又は国土交通大臣が行う水防警報の通知を受けたときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係ある機関に通知しなければならない。(法第16条第3項)

6 市町村防災会議の責任

[伝達方法等の定め]

- (1) 市町村防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次の事項について定めるものとする。(法第15条第1項)
 - ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - ②避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項
 - ③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在

地

- イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
- ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る）

[地下街等における伝達方法の定め]

- (2) 市町村防災会議は、(1)の③により規定する施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のため洪水予報、水位到達情報の伝達方法を定めるものとする。(法第15条の2)

7 市町村の責任

[洪水予報等の周知]

市町村は、市町村地域防災計画で定められた第6項(1)の①～③について、これらを記載した印刷物の配布等により住民に周知させなければならない。(法第15条第3項)

8 水防管理者又は量水標管理者の責任

[水位の通報]

- (1) 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が通報水位を超えるときは、その水位の状況を、水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。(法第12条第1項)

[氾濫注意水位(警戒水位)の公表]

- (2) 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を、水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。(法第12条第2項)

[水防団等の出動]

- (3) 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。(法第17条)

9 居住者等の義務

- ①水防への従事(法第24条)
- ②水防通信への協力(法第27条)

10 水防協力団体の義務

- ①決壊の通報（法第25条）
- ②決壊後の処置（法第26条）
- ③水防訓練の実施（法第32条の2）
- ④津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- ⑤業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）